

## 国土利用計画におけるモニタリングについて

### ■モニタリングの導入経緯

- ・ 国土利用計画法施行令では、計画中に「利用目的に応じた区分ごとの規模の目標」を定めることと規定しており、従前より、国の計画（全国計画）では、当該目標を掲げてきたが、これにより、農用地や森林等の利用区分別の面積集計結果やその変化といった、大まかな傾向等は把握できたものの、土地利用の実態など、精緻な状況把握（質的な状況把握）が難しいと考えられていた。
- ・ そこで国は、第4次国土利用計画（全国計画）（H20.7策定）より、モニタリング指標を導入することで、国土のあり様や状態の変化を質的に把握し、これに基づき、計画で示した姿が実際にどうなっているか、あるいは、新たな計画課題は何か等の観点から分析を行い、計画の推進、評価及び新たな計画策定に向けた検討に利用することとした。
- ・ 本県においても、国の制度に倣い、第4次国土利用計画（県計画）（H20.7策定）からモニタリング指標を導入することとした。

### ■前回計画（第4次）モニタリングと今回計画（第5次）モニタリングの変更点

- ・ 指標の内容、妥当性を精査し、指標数を178から68に見直した。（うち25は新規、43既存）
- ・ 構成について、前回は農用地や森林など利用目的区分別に整理していたが、県土利用の質的な状況をより把握しやすくするため、今回は、計画の体系に沿って県土利用の基本方針及び計画実現のための措置別に整理した。
- ・ 設定した各指標に対し、よりきめ細かな評価を行うことができるように、3段階評価（増加・横ばい・減少）から5段階評価（増加・増加傾向・横ばい・減少傾向・減少）に見直した。

## 【参考】

### ○国土利用計画法

(都道府県計画)

第七条 都道府県は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域における国土の利用に関し必要な事項について都道府県計画を定めることができる。

### ○国土利用計画法施行令

(全国計画、都道府県計画及び市町村計画の計画事項)

第一条 国土利用計画法（以下「法」という。）第五条第一項の全国計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 国土の利用に関する基本構想

二 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

三 前号に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

2 法第七条第一項の都道府県計画を定める場合には、当該都道府県の区域における国土の利用に関し前項各号に掲げる事項について定めるものとする。

### ○国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針

第2章 IV. 2. (2) 土地利用のモニタリング (PDCA サイクル化)

土地利用のモニタリングを行い、現況と計画の乖離状況を検証し、政策見直しをする等の方法で計画の実効性を高める工夫をしている自治体も見られる。このように、単に計画を策定するだけでなく、現況も把握した上で土地政策全体を見直すことにより、より効果的な土地政策の実現が図られると考えられる。

# 〈モニタリングと計画評価の関係〉



